

第6回印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

会議録

開催回数	第6回				
開催年月日	平成25年12月1日(日)				
開催時間	14:00~15:40				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	委員長	庄司 元 (学識経験者)			
	副委員長	杉山 涼子 (学識経験者)			
	副委員長	吉本 幸弘 (管理者が必要と認める委員)			
	委員	(住民公募委員) 高橋 泰、津島 孝彦、岡野 三之、竹下 建一 城戸 マツヨ、横山 次江 (管理者が必要と認める委員) 寺田 義久、長澤 隆壽、北川 義行、山本 美貴子 梅村 隆昭、藤田 義友			
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西クリーン センター	技術班 技術班 業務班	工場長	大須賀 利明
				主幹	高橋 康夫
				主幹	鳥羽 洋志
	副主幹	土屋 茂巳			
	副主査	川砂 智行			
主任主事	赤城 英之				
関係市町	印西市		主幹	小林 正博	
	白井市		課長	藤咲 克己	
	栄町		課長	岩崎 正行	
コンサル	(株)環境技術研究所		主任技術者	田中 晴香	

※傍聴人：8人

事務局 土屋副主幹

ただ今から第6回印西地区ごみ処理基本計画検討委員会を開会いたします。
初めに庄司委員長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

庄司委員長

皆さんこんにちは、いよいよ冬に入りますが、今日はとてもさわやかな暖かい日でございます。予定では本日の委員会が内容を議論するということでは実質最後となります。これまで視察研修を含め7回、皆様の熱心なご討議をいただきましてありがとうございます。これからその素案を説明させていただき、パブリックコメントなどを経て最終的に完成したものを答申ということになります。本日の会議につきましてもどうかよろしくご審議下さいますようお願いいたします。

初めに議事録署名人ですが、本日は北川委員と山本委員にお願いをいたします。

それでは早速議題に入ります。次第の2用地検討委員会の進捗状況について事務局の説明をお願いします。

事務局 高橋主幹

それでは資料別紙報告と書かれているものをご覧ください。本検討委員会が前回10月20日に開催されておりますが、本日までに用地検討委員会については2回開催されております。第7回会議につきましては、10月27日、第8回会議につきましては11月12日に開催をされております。まず第7回会議の内容ですが、候補地の比較評価項目、基準配点の協議と候補地の募集要項について議題とし進めてまいりました。2ページの※にありますように第7回会議では決めかねていたものですから、11月3日に自由参加による意見交換会を開催してございます。この際委員15名中10名の参加をいただきまして、候補地の評価項目、基準配点及び募集要項に関わる集中審議をしていただいております。その結果をもって第8回会議に臨んでおります。第8回会議では素案をつくりました、候補地の評価項目、基準配点及び候補地の募集要項についてを議題とし、最終的には決定をしましたが、この中で、当委員会で審議している基本方針に関する各種意見が前回に引き続き提出されております。主な意見として4ページから6ページに示しております。委員の意見の総論といたしましては、この当委員会で現在検討中の基本方針は平成25年5月31日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画に準拠した一般的な内容になっているというご指摘の中で候補地を募集することにおいては、次期中間処理施設のイメージを的確に示す必要があることから再度検討して欲しいというものでございます。それぞれの基本方針の中でご指摘がございましたが、総論として、まずは経済性の面で基本方針を示して欲しい、もう一つは住民参加としての情報公開、透明性の確保ということで基本方針を示していただきたいこの基本計画検討委員会にこの用地検討委員会の経過を報告して基本方針の再検討をしていただきたいということでしたので、次の議題に乗せてございますが、特

出しをして本日提出すると共にこの意見のある程度考慮した修正版として本日資料を提出してございます。以上でございます。

庄司委員長

このことにつきまして、何かご意見ご質問はございますか。前回に引き続き審議することとしているこの基本計画素案には今、話のあった用地検討委員からの要望は内容的には織り込まれていると判断し、ただその主旨を明確にする意味で形式的な表現等を修正したということですが、それが本日提出された素案の中で反映されているのですか。

事務局 高橋主幹

反映されております。次の議題でその説明をいたします。

庄司委員長

それでは、次の議題次期中間処理施設整備事業の基本方針について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 土屋副主幹

それでは基本方針について、訂正した部分のみご説明いたします。本計画の素案92ページから96ページをご覧ください。今説明がありました経済性及び住民参加につきましては96ページの②施設整備における重要な事項の下段に示しております。経済性を盛り込んだ内容は事業方式に関わることとして示し、その下が住民参加を盛り込んだものでございます。92ページにお戻りください。2)次期中間処理施設整備事業の推進、①基本方針、(1)の【本計画における基本方針案】の文中、「環境教育」を「環境学習」に改めました。次に93ページ(2)の基本方針案ですが、文中の最後に「また、整備に当たっては、住民参加を重視して行ないます。」を追記しました。続きまして(3)「広域的な」を「長期的な」に変更し、文中最後に「また、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。」を追記いたしました。

その他、字句の整理など細かい修正がありますが、今後全体を通して校正等の中で修正をしたいと思います。

庄司委員長

このことにつきまして、ご意見、ご質問はございますか。

津島委員

第5回委員会で出された基本方針では、施設規模の見込みが示されておりましたが、今回は施設規模の見込みが書かれていないのはなぜですか。

事務局 土屋副主幹

規模につきましては、前回の委員会で資料編に移そうということになりましたので、資料編の最後37ページに示しております。

津島委員

ごみ処理基本計画として、ごみ量を出そうということになっていませんでしたか。第5回の検討委員会では、トータルの処理量が出ておりました。その数値について色々議論があったと記憶しております。

事務局 高橋主幹

前回委員会において、この記載については資料編に載せると言うことで確認を取っております。

津島委員

その資料編に166t±10%というトン数だけでいいのでしょうか。全体として今回の基本計画の見直しのごみ量が出てきますが、それと整合性が図れるのか、166トンだけ出てくると分かりにくいし、市民への説明も難しいので、ここに分かりやすくごみ量を記載すべきではないか。

事務局 高橋主幹

そうしますと計算の根拠として、資料編の37ページの後ろに載せると言うことでしょうか。

竹下委員

この166tという数値は、確か一人当たりのごみ排出量が470gの時のものだったと思いますが、しかしその後430gに変更されておりますので、ごみ量とt数の整合性が取れていないと思います。つまり資料に添付するのではなくて、2のところにごみの見込み量を示して、それからトン数を156t位になるのでしょうか。そう書くべきではないかと思います。いきなり処理量を出すのではなく、どうしてこの量が出てきたのかということでしょうか。

岡野委員

ここに書いてある基本方針の概略は、用地検討委員会に我々基本計画検討委員会から取り急ぎ出した数値であって、我々基本計画検討委員会としての最後のごみの量は470gから430gに変っている訳です。そのごみ量そのものが我々のこの基本計画の素案に入っていないとおかしい。ただその際に施設の規模はやめましょう。これは色々な技術があ

る訳ですから、我々は施設規模を決める能力はないからごみ量だけを決めましょうということで合意を図ったのであって、本案にごみ量そのものが抜けているということはいかなるものでしょうか。

庄司委員長

今のごみ量というのは、この基本計画の全体の中での発生ごみ量という意味で入れておくべきだということですね。現時点では発生原単位が予測値として出ていますので、それを受けた形で最終的に何tというのは、目標値としては最終年に430gとしております。計画としては目標値として設定しているということの他に、つまりそのごみ量というのは、どのような位置付けになるのでしょうか。計画の目標値というのは、そこに到達するために計画ができて、その計画に沿って中間処理整備計画の中に施設規模を入れたということでしょうか。そうであるなら470gに対して430gというのはどういう位置づけになるのでしょうか。目標値以外に430gというのは基本計画の中ではどういう位置づけになるのかということですが、そこが整理しきれていないところです。

津島委員

前後しますが、素案の76ページに目標ごみ量は37,893tと出ております。それについて次期中間処理施設の基本方針ですから、目標ごみ量を処理するような施設とするというような主旨のことを示した方がいいと思います。次期施設整備のベースになる目標値なので、その目標値を次期施設の方針としては記載すべきではないかと思えます。

庄司委員長

これはごみ処理基本計画ですから当然目標に向かって色々な施策を積み上げていく、施設整備ももちろん基本計画に基づいて整備されていく、本来ごみ処理基本計画の中で、具体的な施設規模をはっきりさせることは一般的にはないと思います。今回は特殊事情があって、そのことを承知の上で施設規模まで踏み込んで出しているものと思っておりますが、ただ基本計画の前提に立った上で行っている所以で整合性は図れていると思います。今言われた様なことをもし入れるとしたら中間処理計画の中で、その目標値に向けてこの位の規模を想定している程度の表現であればいいと思います。

津島委員

それでいいと思います。そこで設備の一日当たりの処理トン数ではなくて、年間の目標ごみ処理量を載せればいいと思います。

庄司委員長

そうですね、基本計画の性格からするとその表現の方が適切であると思います。

岡野委員

資料編の最後に掲載されている用地検討委員会に出した施設規模というのは、とりあえずどの程度か知りたいからということで仮に出した数字であって、これがずっと生きてしまっている。これでは先ほどのごみ量と整合が取れていないので、この申し送り書はあくまでも中間で出した数値として取り扱っていただきたい。

庄司委員長

そういう意味では、素案の原案の中でも考慮されていると思いますが、考え方として改めて一言加えるということでしょうか。数値ではなくてあくまで考え方としてですね、これを踏まえて計画をたてるということですね。

岡野委員

将来の目標値を資料編の1行だけではなくて、最後の我々が到達した目標が分かりにくい。ものすごく長い時間をかけて人口予測からやっと到達した数値が我々の成果として示されていない。本編に将来の目標値を抜き出して示して欲しいと思います。

津島委員

できましたら要望として96ページの②施設整備における重要な事項の後に③として処理するごみの目標というような主旨のことを記載していただきたい。

庄司委員長

ご意見の趣旨は分かりました。他の委員の皆様はいかがですか。今のことについてご意見ございますか。

事務局 高橋主幹

焼却処理の見込み量というのは、素案の76ページに目標達成後の焼却量として示しております。

津島委員

それは承知しておりますけれども、それを次期中間処理施設整備事業の推進というところの基本方針の項目としてこれだけのごみ量を処理するというをそこにも示して欲しい。

事務局 高橋主幹

それでは具体的にお示し願いたいのですが、76ページの焼却処理量のこの表をそのまま載せるということでしょうか。

津島委員

今までの議論の中で76ページの議題には入っておりませんが、災害時のごみ量、その他のごみ量がありますが、そういうものも加味した量をこの次期中間処理施設の中に加えるべきではないかと思えます。76ページの数値、これは焼却処理量で原単位と人口をかけ合わせた数値だけしか記載されておりませんが、我々の議論の中で災害時のごみ量、それからその他のごみ量で4,000tという数値が出ておりますけれども、そのことも書かれておりません。ですからそれを含めて記載して、それでトータルとして3万8千tですか、それプラス4千tで4万2千tという数値をこの次期中間処理施設の基本方針の項目に載せていただきたい。

事務局 高橋主幹

その目標値、災害ごみ等を載せますと、166tにはなりません。それで整合が取れないので、資料編の最後に用地検討委員会への文書をつけた訳でございます。

津島委員

用地検討委員会へ出した文書は、あくまで中間的な案として出したものであって、これが最終的な案ではないということは明記されておりますので整合性は取れると思えます。

岡野委員

用地検討委員会へ出したこの文書は取り急ぎどの程度か知りたいということで、十分な議論がないまま出した数値でございます。これに整合が取れないのは当然なんです。今資料については、途中の経過でやり取りがあったものとして、最終の申し送り書ではないものと考えております。

事務局 高橋主幹

そうしますと資料編の最後の文書と整合が図れないので、この37ページの資料については削除した方がよろしいでしょうか。

岡野委員

私はいいと思えます。

事務局 高橋主幹

それでは資料編の37ページにつきましては、削除するとして、基本的な事項として目標達成時のごみ量としては3万8千t弱の数値とその他のごみとして震災時のごみ量、その他のごみとしてプラス4千tを加えた4万2千tのごみを処理する能力のある施設というような表現になりますでしょうか。よろしいですか。あくまでも目標達成時ということ

です。これは全文を確認しないと、また審議対象になりますのでホワイトボードに書き出します。

庄司事務局長

協議検討する会議としては、これが最後になることを前提としておりますので、確認のために書き出しますが、その準備の間皆様から他にご意見はございますか。

竹下委員

素案95ページの(6)②温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるとありますが、これはどのような契約をすれば温暖化効果ガスの排出の削減に配慮したことになるのか疑問に思います。

庄司委員長

今の質問は②は具体的に何を言いたいのかということですね。

竹下委員

はい、これは国の基本方針なんですが、どの様な契約の形態があるのか教えていただければと思います。

事務局 高橋主幹

国も具体的には示しておりません。これは温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律です。この法律に沿った契約方法をしなさいということでございます。

庄司委員長

これはおそらく施設の性能等についてのことではなくて、契約の内容の履行の段階で、例えば運転管理などの効率化をはかるなど、自動車の運転で言えばアイドリングをやめると言ったようなことではないでしょうか。詳しくは分かりかねますが、そのようなことなんだと思います。つまり施設整備の中身についてではないということです。

寺田委員

確認ですが、40年度の目標が430gというときに、用地検討委員会から施設規模の概要を出してくれということ、2.5ヘクタール程度でしょうということ、その際に先ほど来出ております、166tこれが連動して、セットで出ているという理解でよろしいのでしょうか。430g、それから2.5ヘクタール、166t±10%というのが前回の委員会で決定している。議事録11ページに書かれております。そのような理解でよろし

いですか。

庄司委員長

今のご質問は施設規模の問題と敷地、広さの問題との関係性がどうなのかということだと思いますが、審議の経過の中では少なくとも施設の広さが、施設規模がイコール広さに連動するような数式の下で出したものではなかったと思います。つまり現行の広さを踏まえて、この施設規模で十分であるかどうか、色々な要素を入れて、例えば災害ごみ対策等を含めて、これで十分であろうと、少し乱暴な言い方ですが、そのようなことで決まったことと思いますので、連動性がある無しではなく、そのことを踏まえてこの施設規模で十分であると判断したものだと思います。

寺田委員

わかりました。

竹下委員

166 tというのは、例えば430 gの原単位ではなくて確か500 gぐらいの原単位のベースでの処理量なんですね、430 gで同じ式を当てはめると155 tぐらいになる。その辺が基本方針の中で整合性が取れていないので、例えば先ほどの資料37ページはやめにするとかですね、そういうことが考えられるのではないでしょう。それからもう一つ施設の規模が166 tであった場合、155 tであった場合でそれに対する敷地面積が変ることとはほとんどないと思います。現状の2.5ヘクタールで問題はないと思います。

岡野委員

この施設規模につきまして、用地検討委員会のある委員さんから積み上げたのかという質問が出ていましたが、私なりに積み上げたものが、提案書の4ページ目をご覧ください。2行目、用地面積は施設規模が現施設より縮小されるので、2.5 ha程度とします。建築面積ですが、工場棟は大幅に縮小されます。理由は現在100 t/日×3炉は80 t/日×2炉程度になるということです。私が計算したところ建築面積は900 m²ぐらい減ります。管理棟、プラザスペース等は若干縮小可能です。これは運営管理形態がはっきりしませんから抽象的な表現になっていますが、もしDBO方式になれば、この辺も変わってきます。増えることはありません。リサイクルセンターの現状は非常に狭いということですので、安全性も考慮し、むしろ別棟として30%程度増やす。ごみピット現在3,000 m³の能力しかありませんが、災害その他、事故等を考えると5,000 m³程度が必要というのが最近の流行です。現在では全然足りませんが建築面積を増やすのではなくて深さを10 mから15 mにすることで300 m²程度増やすことになります。ということで大ざっぱな積み上げですが、このようになります。従いまして増えることはない、現状で大丈夫

であろうということでございます。

庄司委員長

それではごみの焼却量の予測を追加することについてに戻ります。

事務局 高橋主幹

説明をいたします。③として今言われた案をまとめますと、表題を整備する規模の見込みとして、減量目標達成時（平成40年度）における焼却対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とする。ということよろしいでしょうか。そして減量目標達成時（平成40年度）の焼却処理量が37,893.96t、災害ごみその他を4,000t、粗大ごみ量何tと載せるようなことよろしいでしょうか。

津島委員

それでいいと思います。それから岡野委員と私が提案した最後の②重点目標とありますが、事務局からも言われておりますが、直近の実績、これがあくまでも目標値なので、直近の実績処理量を基に最終調整しますというような文言も入れるのかどうか、それをどうするのか。

庄司委員長

ごみ量は色々な形で、変ることがありますので必要だと思います。

事務局 高橋主幹

それでは文中にただし、施設整備時の直近の実績処理量を基に最終調整する。を追加いたします。

庄司委員長

それでは事務局から読み上げていただけますか。

事務局 高橋主幹

整備する施設規模の見込みといたしまして、減量目標達成時（平成40年度）における焼却対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とする。ただし、施設整備時の直近の実績処理量を基に最終調整する。ということで、その下に減量目標達成時の焼却対象ごみ量は平成40年度で焼却処理量が37,893.96t、災害ごみその他を4,000tを加えて41,893.96tというように記載する。ということよろしいですか。

庄司委員長

書き方ですが、数値部分を「下記」としてくり、その下記に数値を入れればいいのではないのでしょうか。数値との関係が解ると思います。

各委員

これでいいと思います。

庄司委員長

位置づけとしては、先ほど岡野委員からも指摘されましたが、これはいわば印西地区におけるごみ処理施設整備計画の緊急性による対応ということで、その状況を踏まえて作ったものだというので、この本文からは外して資料として別につけるということです。

事務局 高橋主幹

粗大ごみを忘れていたので、その下に追加いたします。

庄司委員長

施設規模の中には当然粗大ごみ量も含まれているからそのことをいれるということですよ。それではその他に何かございますか。

岡野委員

51ページに新たに第三次循環型社会形成推進基本計画が盛り込まれました。これを受けて今の次期中間処理整備事業の推進のところには何らかの文言を入れないとまずいのではないのでしょうか。基本方針の中には平成25年閣議決定の施設整備のことしか書いていない。同じ日に閣議決定した第三次循環型社会形成推進基本計画は車の両輪ですから、実はこれをよく読むとですね、環境省の内部で矛盾したことを言っている。少なくとも同じ日付でもう一つ重要な計画が閣議決定されたので、その理念にも基づいているようなことを入れた方がいいと思います。ですから2)次期中間処理施設整備事業の推進①基本方針がありますが、その下に第三次循環型を入れた方がいいと思います。

庄司委員長

今のご意見は92ページの基本方針に第三次循環型社会形成推進基本計画も追加したほうがいいのではないですかということですね。事務局は整備計画だけを引き合いに出していますが、施設整備に関わることなのでそれだけ載せたのでしょうか。

事務局 高橋主幹

はい、施設整備計画から文言を取り出して、それに従って施設を作っていく文言にしました。基本的な理念といたしましては、もちろんこの基本計画自体がこの第三次循環型社会形成推進基本計画、この理念を掲げておりますので十分それも踏まえているところですが、再度その言葉を入れた方がいいのであれば追加いたします。

庄司委員長

そういたしましたら、第三次循環型社会形成推進基本計画を追加するというご意見をお願いします。具体的に入れる文言を確認いたします。第三次循環型社会形成推進基本計画の基本理念及び廃棄物処理施設整備計画とつなげればよいと思います。

事務局 高橋主幹

確認をいたします。国の第三次循環型社会形成推進基本計画の基本理念及び廃棄物処理施設整備計画に基づきと続ければよろしいですか。

庄司委員長

よろしいようですが他にございますか。なければ次の全体の素案について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 土屋副主幹

それでは本計画素案全体の変更箇所のみご説明いたします。まず1ページ計画の目標の文中に「第三次循環型社会形成推進基本計画」の内容を盛り込んだものに差し替えております。次に2ページの計画の位置づけの図形を差替えております。次に先ほど岡野委員からのご指摘がありました51ページの基本理念の下の枠内を追加いたしました。それから80ページ、計画の施策のリード文をこの位置に移動し、内容を更に追加しております。次に88ページのアクション24を「新たなリサイクルセンターの仕組みづくり」に変更いたしました。更に関連アクションとして右側に追記しております。以上が主な変更箇所でございます。

庄司委員長

今のご説明について何かご意見、ご質問はございますか。

寺田委員

80ページの計画の施策の(2)が見当たらないようですが、どこにあるのでしょうか。

事務局 土屋副主幹

申し訳ございません。字句の整理で訂正しようと思っておりましたのでここでは申し上げませんでした。91ページの(3)が(2)になり、92ページの(4)が(3)になります。また97ページの(5)を(4)になり、文字の大きさを調整いたします。その下の(6)が(5)になります。これを踏まえ目次も訂正いたします。大変失礼をいたしました。

庄司委員長

その他に内容について何かございますか。

岡野委員

97ページ(5) その他計画①プラスチック製容器包装類のサーマルリサイクルの検討という項目で、次期施設整備に当たってLCAの観点を重視し、と書いてありますが、私が前回提案したのは、全く逆の意味でして貴重なエネルギーとして捉えということで、LCAと全く逆の意味になってしまいます。ここは修整していただきたい。ずいぶん時間をいただいて説明をさせていただいたのですが、全く逆の意味になってしまっていますので修正をお願いします。二酸化炭素はどこに行っても出るんですよということ、むしろここでエネルギー源としてプラスチックをとらえましょうという提案だったのでぜひ修正をお願いいたします。

事務局 高橋主幹

申し訳ございません。その通りでございます。修正案でございますが、文中の「LCAの観点を重視し」を「ごみを貴重なエネルギー源として捉え」に置き換えることとしてよろしいでしょうか。

庄司委員長

LCAは環境影響評価も入っており、CO₂関連の評価の対象にも入っていますので、これは残しておいてもいいと思いますが、エネルギー源として捉えるということは、その中でも重点的な項目なので、エネルギー源として捉えるという文言を入れるということはこれからのごみ処理を考えて、当然必要なことだとは思いますが。

寺田委員

ごみを表記としたというのは、廃プラスチック等のごみとした方がいいのではないかと。

岡野委員

下にかけてあるのは、容器包装のプラスチックということで、プラスチックを限定して

いる訳です。これが第三次循環型社会形成推進基本計画の大きな方向転換だった訳です。ですからそれをここに書いてください。容器包装のプラスチックについてはもう一度検討しましょうという提案です。容器包装プラスチックは非常にカロリーが高いですから、我々が今まで検討してきた中で、高効率発電する場合にもものすごく重要なエネルギー源になります。そういう意味でごみ量の確保と同時にカロリーを高くするという一石二鳥の意味合いを持っておりまして、それと容器包装はあまりにも手間暇がかかり、お金もかかりすぎている。そういったことを踏まえてこれから少し検討していきましょうという提案をさせていただきます。

寺田委員

私は、廃という言葉をごみの前に入れた方が分かりやすいのではないかなと思ひまして、ごみ一般で、出てくるとどうかなと思った訳です。

岡野委員

一行目は、ごみとして捉えた後に廃プラスチックというのは二行目に出ていますから、これでいいのかなと思ひました。そういう意味です。

庄司委員長

プラスチック製容器包装類というのは厳密に言えば、プラスチック製容器包装一般廃棄物となります。そういう意味では容器包装プラスチックとは廃プラスチックなんです。これは今の修正で内容的な齟齬は何もないと思ひます。それでは言葉として先ほどの説明のとおりおきかえるということでもよろしいですか。それではその他に何かございますか。

吉本副委員長

80ページのアクション3ですが、生ごみ処理機の使用促進とあります。議論の中で共同住宅について、生ごみ処理機を普及させてトライしていくという議論があったと思ひます。これはここに盛り込まれていないようですが、どうしてでしょうか。購入費の一部補助、貸出制度の普及啓発を行っていくとありますが、共同住宅に対するトライについて議論されたと思ひますが、どの様に考えておりますか。

庄司委員長

事務局で入れなかった理由はありますか。吉本副委員長のご発言は、集合住宅についても生ごみ処理機の普及に取り組んでいこうということですね。

吉本副委員長

今までは取り組まれていなかったもので、そこにトライしようというのは議論としてあつ

たと思います。それが抜けていると思います。

庄司委員長

いずれにしましてもアクション3の説明は処理機購入費の一部補助、貸出制度の普及啓発これはいずれも例示ですからこれにとどまることはないと思います。これも例示として付け加えておくべきではないかというのが吉本副委員長のご意見だと思います。

事務局 高橋主幹

それでは、付け加える具体的な文言をお願いいたします。

岡野委員

集合住宅を高層マンションとして申し上げます。高層マンションは現在ではディスポージャーが付いてないと売れないんです。マンション会社はそれを付けるは原則になっていると思います。しかし5階建てなどの集合住宅については付いていないと思います。その場合に条例化で付けさせるというところもあります。アメリカでは100自治体位行っているようですが、日本ではまだそこまででなくて、数自治体が実施されているようです。もし我々が印西地区でやろうとしたら、マンションが建つ場合に市の行政手続きが行われるときに、ディスポージャーを付けてください。付けるようにお願いします。という程度しか言えないのでしょうか。ここで本当に条例化するところまでいくかどうか。その辺だと思います。

庄司委員長

ディスポージャーに関してですが、生ごみ処理機、ディスポージャーを含めての生ごみ処理機のこととして集合住宅対策をどうするのかという視点でここでは議論することが目的になっていると思います。

白井市 藤咲環境課長

生ごみ処理機につきましては、組合での補助金ではなくて構成市町の補助金になっております。集合住宅など具体的なことは構成市町が決めていくこととなっており、対応についても様々でございます。本計画の施策については生ごみ処理機の推進というような表現にしていきたいと思っております。

庄司委員長

構成市町によって若干の対応は違うと思いますが、これはあくまでも生ごみ処理機についてですね。岡野委員のご意見は新しい集合住宅におけるディスポージャーの扱いを本計画にどの程度盛り込めるのかということになると思います。議論の時はこのテーマの違いを

踏まえてお願いします。

事務局 高橋主幹

ディスポーザーにつきましては、基本的には下水道に流す方法と一旦マンション単位で浄化槽を設けて、そこからカスがたまったらバキュームして処理するという方法があります。それぞれ少し違った取り扱いになります。また下水道への影響としましてはニュータウンについては千葉の花見川下水処理場まで流れていきますので、処理場のキャパシティの問題もあります。多分直接には流していないと思います。

岡野委員

直接には流せません。

事務局 高橋主幹

そうですね、多分浄化槽方式でバキュームすることとなると、そのごみは一般廃棄物ではなく産業廃棄物の取り扱いとなる可能性もありますので、ここでの取り扱いには注意が必要であると考えます。

岡野委員

マンションの住民に対して、自治体が請け負っているところもあるので、その辺をどうするかが問題になるところです。

事務局 高橋主幹

マンションについてどうするかということにつきましては、組合は収集運搬からであり、市町としても生ごみ処理機のようにそれぞれの対応でありますので、そこまで詳しく示すのは避けたいと考えております。

庄司委員長

ディスポーザーの扱いについては、基本的に下水道の所管省庁は国土交通省であり、廃棄物は環境省となります。この両省の間でディスポーザーの扱いは必ずしも意思統一がされておられません。環境省としてはあくまでもごみとして扱いたい。扱うべきだと考えているのだらうと思います。その辺が国土交通省と統一見解が図れていない状況であると思います。長い間そのような状況であると思います。結局は各自治体対応で行っているのが現状だと思います。そこでディスポーザーについて、ここでどうするかということになります。念頭に置くとしたら、これから印西地区は集合住宅が増えていくと思いますので、集合住宅の生ごみを減らすということを示すことも考えられるのではないのでしょうか。しかしディスポーザーも含めてそこに示すのは定義付けが難しくなると思います。その表現

をどうするかということですね。具体的に何をどうしようということではありませんから、集合住宅における生ごみ処理機のことを例示として入れておくというのは一つの考え方だと思います。

岡野委員

現在集合住宅の住民から何かしてくれと言われている訳ではありません。ディスプレイは売り込みのセールスポイントにしているもので、我々があえて付けろと言わなくても自然についていくものだと思います。先ほど事務局からお話があったように最後の処理施設の中でカスをどうするか、年に1回は定期検査をするしかありませんし、そういった補助をどうするかということですね。今のところ要望がないのだからあえてこちらから言わずに様子を見る程度でいいのかなと思います。ただ私がこの前に強調したのは人口想定をするときに、地域参入するのはやはり高層マンションが多いでしょうから、その人たちから出る生ごみの量が少ないはずだから、それを考慮して下さいと申し上げた訳でございます。なので少し様子を見るということによろしいのではないのでしょうか。

吉本副委員長

高層住宅が問題になっているんですよね、生ごみを減らせと言ってもそこに手を入れなるとなかなかうまくいかないと思います。表現は具体的でなくても共同住宅の生ごみを減らす施策をいろいろ検討しているということが表現できればいいのではないのでしょうか。

津島委員

印西市では集合住宅用の大型の生ごみ処理機の貸し出しの方針も出しています。

吉本副委員長

それも大きな施策です。そのようなことも含めて多少抽象的でもいいですから、ようすに集合住宅の生ごみを減らすことはごみ減量の大きな役割ですので、ここにしっかりとした意思を示すことが大切ではないのでしょうか。

庄司委員長

処理機購入費一部補助、貸出制度の普及啓発これは区域全般で、特に集合住宅が問題になっているということであるので、集合住宅における生ごみ処理方法についても検討していく、あるいは生ごみ処理対策及びそのための普及啓発を検討していくなどの表現はいかがでしょうか。それでは他に何かございますでしょうか。

寺田委員

同じく81ページのアクション4で、雑紙の分別の徹底とありますが、アンケートで記

載された内容を見ますと22件ぐらい分別についての要望がございまして、雑紙を含む資源ごみの分別の徹底を徹底してくれ、組織を作ってくれというようなことがありますから、雑紙だけではなくて雑紙を含む資源ごみの分別の徹底というように幅広く取っておく方がよろしいのではないのでしょうか。プラスチックはその下に分別の徹底として記載されておりますのでいいと思います。

庄司委員長

雑紙、プラスチックの分別の徹底は当然といたしまして、更にその他の資源ごみの分別の徹底ということが重要だということで、資源ごみの分別を徹底するということを趣旨としてどこかに入れた方がいいのではないかとということです。

寺田委員

そうです。この4番に付け加えたらいいと思います。

庄司委員長

広く言えば資源ごみの分別の徹底として、その中には雑紙の分別、プラスチックの分別、その他の分別の3つに分けるということになりますでしょうか。そうしますとアクション6としてその他の資源ごみの徹底ということで付け加えるか、あるいはアクション4のなかで雑紙その他の分別の徹底とするか。項目を増やすと構成の問題も出てくると思います。寺田委員のご意見に対して、皆様いかがでしょうか。事務局としてはどうでしょうか。

事務局 高橋主幹

そういたしましたらアクション2と3が生ごみのことについて書かれているので、これの一つにしてアクション2としてまとめて、そしてアクション4の雑紙を3にして、アクション5のプラスチックを4にして、そしてアクション5として「その他の資源ごみの分別の徹底」としてはいかがでしょうか。

各委員

その案でいいと思います。

庄司委員長

その他何かございますか。

杉山副委員長

事業系ごみの減量や資源化につきましては大変重要なものと認識をしておりますが、86、87ページのアクション18とアクション20の内容が全く同じものになっています。

のでご確認お願いいたします。

事務局 高橋主幹

アクション18の内容を間違えて記載してしまいました。大変申し訳ございません。アクション18は、事業者が減量計画書の作成し、ごみの減量化、資源化に取り組むよう指導します。多量排出事業者の減量計画書の作成、提出を引き続き実行すると共にそれ以外の事業者に対しても指導していきます。という内容で前回の会議ではお示しをしております。今回誤植により違う内容が入ってしまいました。訂正をさせていただきます。大変申し訳ございません。

庄司委員長

アクションの番号が変わった関係で、文書が入れ替わってしまったようですね。それでは前の内容に差し替えてください。

他にございますか。なければこれで審議予定はすべて終了となりますが、今後のスケジュールといたしまして事務局から報告はありますか。

事務局 土屋副主幹

それでは全体スケジュールをご覧ください。1月、2月、3月は予備月でございましたが、1月6日から2月6日まで1ヵ月間パブリックコメントの期間をもうけてございます。ここでご意見をいただきまして、2月中旬から下旬にかけてその回答をする期間となります。その後、本計画書案の修正を行い、最終検討委員会において本計画書の決定となります。その最終となる第7回検討委員会ですが、3月9日の日曜日を予定しておりますが、委員皆様のご都合はいかがでしょうか。またもっと早く開催した方がいいというご意見があれば日程調整をいたします。

庄司委員長

皆様3月9日でいかがでしょうか。

竹下委員

パブリックコメントの締め切りから1か月ありますが、その間の作業はどのくらいあるのでしょうか。

事務局 土屋副主幹

事務量につきましては、はっきりとはつかめませんが、1か月あれば十分であると思いますが、念のために1ヵ月間を見ております。

庄司委員長

パブリックコメントの出方によっても変わってくると思います。

岡野委員

パブリックコメントの取り方なんですが、この基本計画のどの程度まで住民にお知らせしてコメントを求めるのか、どの範囲まで求めるのかお聞かせ下さい。

事務局 土屋副主幹

この本計画素案と資料編を構成市町の1月1日号の広報紙によってパブリックコメントの周知をさせていただきます。それと組合のホームページには当然ですが掲載いたします。

岡野委員

計画書の内容はどの程度お知らせするのか。

事務局 土屋副主幹

内容はこの計画書の素案と資料編全部でございます。

岡野員長

全部ですか。それは大変です。

庄司委員長

読む方も大変です。

事務局 土屋副主幹

本日ご指摘いただいた部分は訂正いたしまして、ある程度完成度を高めてパブリックコメントを行いたいと考えております。それでも色々なご意見が寄せられてくるものと思います。

庄司委員長

このスケジュールで行きますとパブリックコメントをまとめて、意見を踏まえたものを事務局で修正すべきものは修整をして、その修正をしたものを最終的に本委員会にかけて、委員会としてその修正を了承するかどうかということですね。事務局案でよければそのまま決定となって、最終答申となる訳ですね。そうしますと修整がなければそのまま答申になる訳ですから、その場で答申するというのでしょうか。

事務局 土屋副主幹

答申の日は、3月9日ではなく改めて決めていただきます。

庄司委員長

3月9日答申とありますが、これはどのようなことでしょうか。

事務局 土屋副主幹

3月9日に行う委員会のひとつの議題として、管理者への答申についてとしてあります。ここで答申の内容や日程を決めていただきたいと考えております。答申は3月中旬ぐらい予定しております。

庄司委員長

答申の際は、また全委員が集まるのでしょうか。

事務局 土屋副主幹

答申は、委員長のみと考えております。

庄司委員長

このようなスケジュールということですが、皆様いかがでしょうか。特にご意見がなければこのスケジュールで進めていきたいと思っております。次回は最終委員会3月9日日曜日ということをお願いいたします。

事務局 高橋主幹

一つだけよろしいでしょうか。先ほどご協議いただきました中間処理施設の基本方針でございますが、これにつきましては用地検討委員会で用地募集の際に本日もご協議いただきました内容の92ページから96ページの内容を記載するようになりますが、更に用地検討委員会でこれをアレンジした内容で掲載するようになりますが、それにつきましては、ご了承願いたいと思っております。

庄司委員長

それはよろしいと思っております。それでは他になければ、これで本日の委員会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2013年12月26日

委員長

庄司元

会議録署名人

北川義行

会議録署名人

山本美貴子